

若狭町みかた温泉施設

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年10月

若狭町観光まちづくり課

目 次

1	施設の設置目的	1
2	選定方法	1
3	管理運営施設の概要	1
4	指定管理者が行う業務	2
5	指定期間	2
6	利用料金収入等の取り扱い	2
7	経費に関する事項	2
8	指定管理者の指定の申請	3
9	指定申請書の提出方法	5
10	申請にあたっての留意事項	5
11	申請書作成に関する質疑の受付及び回答	5
12	選定審議方法	6
13	選定審議基準	6
14	指定管理者選定等のスケジュール	6
15	審議及び発表	6
16	協定書の締結	7
17	配布資料	7
18	事業実施状況のモニタリング等	7
19	その他	8
20	問い合わせ先	8

若狭町みかた温泉施設指定管理者募集要項

1. 施設の設置目的

若狭町みかた温泉施設（以下「温泉施設」という）は、町民の健康増進と交流を促進し、あわせて観光誘客を図ることを目的とする施設である。

2. 選定方法

公募方式により選定する。

3. 管理運営施設の概要

(1) 温泉施設の目的

町民の健康増進と交流を促進し、あわせて観光誘客を図る。

(2) 温泉施設における基本コンセプト

温泉の効能による体の癒しの場であるとともに、心の癒しの場にもなることを目的とした空間創りを目指し、“安らぎ”や“温かみ”が感じられるよう日本の建築様式である純和風の施設

(3) 名称

若狭町みかた温泉施設

(4) 所在地

三方上中郡若狭町中央第1号6番地の1

(5) 建物概要

・施設オープン日 平成17年3月16日

・鉄筋コンクリート造 地上2階建て

床面積 1階 710.84㎡

2階 545.29㎡

延べ 1, 256.13㎡

建築面積 870.47㎡

・主な用途

1階 玄関、エントランスホール、フロント、管理事務室、和風大広間、和風小部屋、機械室

※温泉施設裏（東側）に、キューピクル、受水槽、ガス供給設備、空調室外機

2階 浴室、露天風呂、サウナ、脱衣室

(6) 開館時間

若狭町みかた温泉施設条例（平成17年若狭町条例第170号。以下「温泉条例」という。）第8条に規定するとおり。

(7) 休館日

温泉条例第9条に規定するとおり。

(8) 利用者実績

平成30年度	92,349人
令和元年度	98,911人
令和2年度	54,723人
令和3年度	67,426人
令和4年度	69,456人
令和5年度	76,463人
令和6年度	77,645人
令和7年度	84,893人

(9) 利用料

平成30年度	41,714,200円
令和元年度	55,275,490円
令和2年度	32,463,750円
令和3年度	38,136,190円
令和4年度	38,855,690円
令和5年度	44,319,990円
令和6年度	44,756,060円
令和7年度	50,344,340円

4. 指定管理者が行う業務

①温泉条例第6条に規定するとおり。

②その他、別紙「指定管理者が行う業務の概要」のとおり。

5. 指定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間とする。

6. 利用料金収入等の取り扱い

指定管理者は、温泉施設の利用料金を温泉条例第14条で定める範囲内で、町長の承認を得て定め、収入として収受し、温泉施設の管理に係る収支について責任を負うことになり、温泉施設の利用を促進し収入の確保を図る必要がある。

また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金については、別途、指定管理者が定め収入とすることができる。

7. 経費に関する事項

(1) 経費の負担区分

光熱水費、修繕、運営等の管理費用については、指定管理者の負担とする。

大規模な補修や修繕に関する負担については、若狭町と指定管理者が協議して決定する。（別紙1「若狭町みかた温泉施設の修繕等について」及び別表「修繕の実施及び費用負担の区分」の考え方による。）

（2）指定管理料

指定管理業務に係る経費として、指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

指定管理料は、年額2,400万円を上限とする。なお、社会情勢等の変化により、町と指定管理者が協議のうえ指定管理料を見直すものとする。

（3）施設使用受益者負担（納付金）

指定管理者は、施設使用受益者負担金として、毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年度をいう。）若狭町が支出した源泉汲み上げに係る電気代を若狭町に納付するものとする。

（源泉汲み上げに係る電気代）

平成30年度	906,860円
令和元年度	1,045,990円
令和2年度	690,850円
令和3年度	769,120円
令和4年度	803,960円
令和5年度	646,270円
令和6年度	689,990円
令和7年度	664,330円

（4）業務不履行時の違約金

指定の取り消し等で業務不履行となった場合は、違約金として2,400万円に対して10分の1に相当する額に業務不履行部分に係る年数を乗じた額を若狭町に納付するものとする。

なお、業務不履行部分の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、この期間又はその端数は、月割によって計算するものとする。またこの場合において、1月未満の端数があるときは、この期間を1月とみなし計算するものとする。

（5）関係帳簿類の保存

本業務の経理は、指定管理者が行う他の事業の経費と区分して行い、関係帳簿類はその事業年度終了後5年間保存することとする。

8. 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年若狭町条例第60号）第2条及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年若狭町規則第33号）

第3条の規定により公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請する。

（1）公の施設指定管理者事業計画書

①応募動機

- i) 指定を受けようとする動機
- ii) 施設の管理を行う意欲

②施設の管理計画

- i) 指定期間に属する各年度の基本的な方針
- ii) 指定期間に属する各年度の具体的な管理方法
- iii) 指定期間に属する各年度の人員配置に関する考え方
- iv) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由によって、当該事業から撤退せざるを得ない場合の対処策

※ i ～ iii は、年度別でなく事業の全体的なスタンスを記述することも可とする。

③設備等の設置計画

- i) 設備等の基本コンセプト
- ii) 設備等の内容
- iii) 設備等を設置する理由

④管理業務委託計画（施設の管理において、業務の一部を委託する場合）

- i) 委託業務の内容
- ii) 委託先（名称、所在地）
- iii) 委託する理由

⑤町民参画、地域連携等に関する考え方

- i) 基本方針
- ii) 具体的な方法及び内容

⑥施設の管理業務の収支計画（指定期間に属する各年度）

- i) 年度別収支見込（2年）等

（2）定款又はこれらに準ずるものの謄本

（3）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書（各事業・施設区分毎の決算内容を明確にすること。）

ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

（4）現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類（類似事業を主とする。）

（5）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

（6）その他

①法人登録簿謄本

②印鑑証明書

③法人等の概要

- i) 経歴・実績及び資本金等
- ii) 代表者及び支配人予定者等の履歴書、役員構成・氏名及び従業員数
- iii) 有資格者の保有状況（経歴等）

④財産目録又は貸借対照表

※（３）、（４）、（５）③～④の書類は、参考書式を準備することとするが任意書式でも可とする。ただし、その場合、書式の項目は網羅すること。

※書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

９．指定申請書の提出方法

- （１）提出部数 １５部（正本１部、副本１４部）

書類はすべてＡ４サイズとする。（両面印刷可）

- （２）提出期限 令和８年１０月２３日（金）午後５時まで

- （３）提出先

若狭町観光まちづくり課

（〒９１９－１３９３ 三方上中郡若狭町中央第１号１番地）

- （４）申請書の取扱い

- ①申請書として提出された書類一式についての著作権は申請者に帰属するが、その公表や出版等に関しては若狭町がその権利を保有する。
 - ②申請書として提出された書類一式については一切返却しない。
 - ③申請に際してかかる必要な費用は、申請者の負担とする。
 - ④提出後の追加及び修正は一切認めない。
- （５）その他 左上端１箇所をホチキス留めとする。

１０．申請にあたっての留意事項

- （１）申請者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とし、個人での申請は認めない。

- （２）欠格事項

若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第４条第１項各号に規定する事項に該当する法人その他の団体

１１．申請書作成に関する質疑の受付及び回答

- （１）質疑の形式及び回答

- ①質疑の形式

- i) 質疑内容は、事務局の E-mail 又は FAX に送付する。
- ii) 質疑は、郵便、信書便、電話では受付けない（個別対応はしない。）。
- iii) 質疑書の様式は任意とする。

②質疑の受付期間

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）から令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）午後 5 時まで

③質疑回答

- i) 全ての質疑事項に対する回答を、E-mail 又は FAX で送付する。
- ii) 質疑回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなすものとする。

④質疑回答日

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）

1 2. 選定審議方法

- (1) 指定管理者選定審議会において、施設の管理者に適するか審議する。
- (2) 審議は書類の内容により行う。
- (3) 審議の結果、不適当とされた場合は選定を見送る。
- (4) 最終的な指定管理者の決定は、若狭町議会での議決により指定管理者の指定を行うこととなる。

1 3. 選定審議基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づいて行う。

(1) 経営能力に関すること

事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

- ① 申請法人等の経営状況
- ② 申請法人等の事業実績
- ③ 申請法人等の事業運営にあたっての基本方針
- ④ 代表者、支配人予定者等の姿勢

(2) 事業計画に関すること

事業計画の内容が、温泉施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

事業計画による温泉施設の運営が、町民を主とした利用者へのサービスの向上を図るものであるとともに、町民を主とした利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

- ① 温泉施設管理の計画と内容
- ② 年間事業計画に関する基本方針
- ③ 設備等のコンセプトと設置計画
- ④ 温泉施設管理経費の収支計画

1 4. 指定管理者選定等のスケジュール

(1) 申請手続き開始

令和8年10月 5日 (月)

(2) 要項の配布

令和8年10月 5日 (月) から

(3) 現地説明会

令和8年10月13日 (火) 午後1時30分から

(4) 質疑受付期間

令和8年10月 7日 (水) から令和8年10月14日 (水) 午後5時まで

(5) 質疑回答日

令和8年10月16日 (金)

(6) 申請締切

令和8年10月23日 (金) 午後5時

(7) 指定管理者選定審議会

令和8年11月 6日 (金) 午後1時30分から

(8) 指定管理者候補者の選定結果通知

11月中旬

(9) 指定管理者の決定

若狭町議会での議決後、指定管理者の指定を行う

(10) 指定管理者候補者の事前準備、引継ぎ

1 5. 審議及び発表

(1) 指定管理者選定審議会の構成

審議会は7名以内の審議委員で組織し、選定にかかる審議を厳正に行う。

(2) 失格

①申請及び参加登録の提出書類において虚偽の記載をした場合

②当選定要項の内容に違反した場合

(3) 審査結果

所定の手続きが終了次第審査結果及び決定を通知する。

1 6. 協定書の締結

指定管理者決定後において、若狭町長と指定管理者とは、温泉施設事業を円滑に実施するにあたり必要な基本的事項を定めた協定書を締結するものとする。

1 7. 配布資料

- ・申請に係る様式
- ・参考書式

- ・若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・若狭町みかた温泉施設条例
- ・温泉分析書及び温泉分析書別表

18. 事業実施状況のモニタリング等

(1) モニタリング

若狭町は、指定管理期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された要項等が達成されていない場合は、若狭町は改善措置を講じるよう指導等を行う。

① 定期モニタリング

毎月、指定管理者は若狭町に対し業務報告書を提出し、町は状況確認を行う。

② 随時モニタリング

若狭町は必要に応じ、随時状況確認等を行う。

(2) 利用者アンケート

施設利用者の利便性の向上等の観点から、指定管理者はアンケート等により施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び対応状況について若狭町に報告すること。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認められる場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を若狭町に提出すること。

19. その他

- (1) 施設管理・運営に当たっては、若狭町民の雇用と、現従業員の新雇用について最大限配慮すること。
- (2) 本要項の内容に変更が生じた場合は、E-mail でその都度連絡する。

20. 問い合わせ先

〒919-1393

福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地

若狭町観光まちづくり課

電話：0770-45-9111

メール：kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

(別紙 1)

若狭町みかた温泉施設の修繕等について

甲：若狭町

乙：指定管理者

(日常点検等)

第 1 条 乙は、施設におけるサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、建物や設備及び備品の日常点検、保守管理を適切に行い、必要な修繕等は速やかに行わなければならない。

(協議)

第 2 条 乙は、施設の修繕等が必要となった場合は、甲と事前に協議しなければならない。ただし、施設の本来の効用を維持するための業務として乙が実施する場合は、この限りでない。

(修繕等の実施及び費用負担の区分)

第 3 条 修繕等の実施及び費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(所有権)

第 4 条 修繕後の成果資産の所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、協議において原状回復を条件として承認された修繕等は、乙が指定管理期間の終了する時点までに、乙の負担において原状回復しなければならない。

(備品(工具器具含む)の設置等)

第 5 条 甲が、乙に提供する備品の更新等については、乙が実施することとし、この場合の調達品の所有権は甲に帰属するものとする。

- 2 乙が新設又は増設する備品については、甲乙協議のうえ、施設の設置目的に合致したものに限り設置できるものとし、修繕等の必要な経費は、乙の負担とする。
- 3 乙が新設又は増設した備品の所有権は、指定管理期間中は乙が有するものとする。
- 4 乙が新設又は増設した備品は、乙が指定管理期間の終了する時点までに、乙の負担において撤去しなければならない。ただし、甲が特にやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りでない。この場合の所有権は甲に帰属する。

別表（第3条関係）

修繕等の実施及び費用負担の区分

区分	項目	内容	実施区分			費用負担区分		
			甲	乙	区分の考え方	甲	乙	区分の考え方
建物	資本的支出となる改良及び建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」の修繕 ※注1、2	躯体、基礎軸組、鉄骨部分など	●			●	●	甲乙協議のうえ、その都度定め、乙はその権利を将来にわたって主張しない。
	上記以外の修繕 ※注3			●	本来の効用を維持するための業務として乙が実施する。		●	
構築物・機械装置	新設等				基本的に新設等の考へはないが、必要に応じて甲乙で協議する。			甲乙協議し定め、乙はその権利を将来にわたって主張しない。
	資本的支出となる改良 ※注1、2		●			●		
	上記以外の修繕 ※注3、4			●	本来の効用を維持するための業務として乙が実施する。		●	
工具器具備品	新設、増設			●	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。		●	所有権は乙が有し、原則、乙が指定管理期間の終了時点までに撤去する。
	修繕			●	本来の効用を維持するための業務として乙が実施する。		●	
	乙がサービスの向上や効率的な管理運営のために行う建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築、改造等	いわゆる模様替え		●	乙がサービスの向上や効率的な管理運営のために行う。		●	乙が改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことを条件とする。
※注1 乙の管理上の瑕疵による場合は、乙が実施及び費用負担するものとする。 ※注2 資本的支出とは、修理・改良などのために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなるものをいう。 ※注3 1件20万円以下の修繕は乙が実施し、20万円を超える場合は甲乙協議する。修繕後の所有権は甲に帰属する。 ※注4 甲と乙が共用している場合の実施区分、費用負担区分は、その都度、甲乙で協議のうえ定める。 ※注5 天災その他の不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担は、甲乙で協議のうえ定める。								

建築基準法施行令（用語の定義）

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1.（略）

2.（略）

3. 構造耐力上主要な部分

基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

4～6（略）

若狭町みかた温泉施設の指定管理者が行う業務の概要

若狭町みかた温泉施設指定管理者選定要項 4. 指定管理者が行う業務の概要は以下のとおりとする。

1. 若狭町みかた温泉施設の管理に関する基本的な考え方

若狭町みかた温泉施設（以下「温泉施設」という。）の管理にあたっては、次に掲げる項目に添って行うこと。

※「管理」とは、管轄・運営し、また処理や保守をすること。取り仕切ったり、良い状態を維持したりすること。

- (1) 利用者の意見を管理に反映させること。
- (2) 個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 衛生管理（レジオネラ菌対策等）を徹底すること。
- (4) 効率的、効果的な管理を行い、管理費の経費節減に努めること。
- (5) 温泉施設の管理業務にあたっては、「町民の健康増進と交流を促進し、あわせて観光誘客を図る施設」という温泉施設の設置目的に基づいて業務を行うこと。

2. 法令等の遵守

温泉施設の管理にあたっては、当概要のほか、次に掲げる法令等に基づいて行うこと。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 若狭町みかた温泉施設条例（平成17年若狭町条例第170号）
- (3) 若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年若狭町条例第60号）
- (4) 若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年若狭町規則第33号）
- (5) 温泉法（昭和23年法律第125号）
- (6) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- (7) その他、国・県等が定める諸法令、規則、告示、指針、要領、条例等

3. 業務内容

温泉施設を管理するうえで発生する業務を行うこととし、具体的なものとして次の業務を行う。

- (1) 温泉施設の管理（運営等）に関すること。
 - ①職員の配置等に関すること。
 - i) 温泉施設の管理（運営）業務を行う責任者を配置するほか、必要な人員を置くこと。

- ii) 職員の勤務形態は、温泉施設の管理（運営）に支障がないように定めること。
- iii) 職員に対して、温泉施設の管理（運営）に必要な研修を実施すること。

②管理（運営）業務に関すること。

- i) 温泉施設全体の経営マネジメント業務
- ii) 温泉施設の総務・経理業務
- iii) 温泉施設主催イベント開催等集客促進業務
- iv) 広告活動業務
- v) 事業報告書の作成及び提出

③温泉施設の利用に関すること。

④温泉施設の利用料金の徴収に関すること。

(2) 温泉施設の管理（維持）に関すること。

①指定管理者は、以下の温泉施設の設備等の管理（保守）を行うこと。ただし、管理（保守）業務に掲げるすべての業務を他の事業者へ委託することは認めないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

- i) 熱交換器の操作・日常点検業務
- ii) 浴槽の循環系統の操作・日常点検業務（水質検査含む。）
- iii) 空調設備の操作・日常点検業務
- iv) 温泉施設内の日常清掃・定期清掃業務
- v) 温泉施設内の保安警備業務
- vi) 温泉施設内の消防設備点検業務
- vii) その他各種設備等の操作・保守点検業務
- viii) 備品等の維持に係る業務
- ix) 温泉施設内の植栽の管理業務
- x) 温泉施設周辺駐車場の日常清掃及び周辺駐車場等の外灯の操作・保守業務
- xi) 温泉施設及び温泉施設周辺駐車場等の光熱水費等に係る業務
- xii) 温泉施設の特種建築物定期報告ならびに建築設備の定期報告
- xiii) その他温泉施設の管理に必要な業務

②各種業務において従事に資格が必要な場合は、資格を有し、かつ、技術優秀で信用及び経験のある者に業務を行わせること。

③各種設備等の管理（保守）において、修繕等が必要になった場合は、指定管理者において随時修繕等を行うこと。なお、大規模な修繕等については、若狭町と指定管理者で協議すること。

4. 経理等について

(1) 利用料金収入等の取り扱い

若狭町みかた温泉施設指定管理者選定要項 6. 利用料金収入等の取り扱いによる。

(2) 事業報告

指定管理者は、入館者数、売上額及び支払額等営業報告書を毎月報告し、会計年度終了後、若狭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により30日以内に事業報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

若狭町は、必要に応じて温泉施設や物品及び各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

5. 物品の帰属等

(1) 若狭町の所有に属する物品（以下「物品」という。）については、必要に応じ貸与する。

(2) 指定管理者は、物品について台帳を備え、その保管に係る物品を分類して整理し、常に物品の状況を明らかにしておかなければならない。

また、物品の修繕や処分及び取得等の異動については、あらかじめ若狭町に報告しなければならない。

(3) 物品の貸与期間は、指定管理期間と同期間とする。

(4) 物品の貸与にあたっては、次の条件を付すものとする。

①物品の管理、修繕、処分・取得及び返納における原状回復に要する費用は、指定管理者の負担とする。

②物品は転貸してはならない。

③物品は目的の用途以外に使用してはならない。

6. 業務を実施するにあたっての留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意し、業務を円滑に実施すること。

(1) 温泉施設が公の施設であることを常に念頭において、適切な管理を行うこと。

(2) 温泉施設の管理（運営）において、若狭町民の雇用と現従業員の再雇用について最大限配慮すること。

(3) 温泉施設の管理に係る経費については、利用料金及びその他の収入を充てるものとする。

(4) 若狭町の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知徹底すること。

(5) 衛生管理（レジオネラ菌対策等）については、法令や指針等を遵守した対応マニュアルを作成し、従業員に周知徹底すること。

(6) 緊急時対策や防犯対策及び防災対策についてマニュアルを作成し、従業員に周知徹底すること。

- (7) 温泉施設で使用する温泉水は、源泉地下500mに設置したポンプにより汲み上げることとなるが、それに係る電気代は若狭町が負担するものとする。また、源泉及びポンプ等の温泉設備についても若狭町が管理するものとする。
- (8) 施設使用受益者負担金として、若狭町が支出した源泉汲み上げに係る電気代を若狭町に納付するものとする。
- (9) 温泉施設の利用料金は、若狭町税条例（平成17年若狭町条例第46号）に規定する入湯税を含むものとなる。
- (10) 温泉施設は無償で貸与することとする。なお、指定管理期間が満了した後に再度指定がされないとき、又は指定の取り消しがされたときは、若狭町の指示に従い速やかに原状に回復すること。
- (11) 固定資産税の納税義務は課さない。
- (12) 温泉法の温泉利用許可や公衆浴場法の浴場業許可等の申請を行うこと。
- (13) 指定管理者は、故意又は過失により温泉施設を破損し、又は汚損等したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (14) 指定管理者が温泉施設の管理に係る各種規程又は要綱等を作成するときは、若狭町と協議を行うこと。
- (15) 指定管理者は、この業務の概要に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、若狭町と協議のうえ決定するものとする。
- (16) その他、事業の概要に記載のない事項については、若狭町との協定書において定めるものとする。

7. その他

- (1) 温泉水やシャワー水を昇温するボイラー及び冷暖房空調設備の熱源はガスとしており、ガスの供給方法については、ポンベ供給とする。
- (2) 指定管理者の指定期間中の事業執行を確保するため、保証等を求めることとする。
- (3) 指定管理者が行う業務に関し、若狭町と指定管理者とのリスク分担については、次のとおり例示する。

リスクの種類	内容	負担区分	
		町	指定管理者
法令等の変更	運営管理に影響を及ぼすもの（費用増加、施設の改善費等）	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
維持管理	軽微な施設の補修や修繕に関するもの		○
	大規模な施設の補修や修繕に関するもの	若狭町と指定管理者で協議	
備品管理	指定期間中の備品の管理		○
	備品の提供、調達、引継ぎ、撤収	若狭町と指定管理者で協議	
不可抗力	自然災害等により、指定管理者に損害、損失が発生し、合理性が認められるもの	○	
協定の不履行	町の都合によるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
第三者への損害賠償	町の責任と認められるもの	○	
	指定管理者の管理運営によるもの		○
事業終了時の費用	指定期間の満了、又は指定管理者の取り消しによる原状回復費用（手続条例第7条参照）		○
個人情報保護		○	○

○若狭町みかた温泉施設条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 170 号

(設置)

第 1 条 町民の健康増進と交流を促進し、あわせて中心市街地の振興並びに観光誘客を図るため、若狭町みかた温泉施設（以下「温泉施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
みかた温泉施設	若狭町中央第 1 号 6 番地 1

(事業)

第 3 条 温泉施設は、次に掲げる事業を行う。

(1) 浴場業（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 2 項に規定する浴場業をいう。）

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 温泉施設に、次に掲げる施設を置く。

(1) 浴室

(2) 和室大広間

(3) 和室小部屋

(4) 管理事務室

(5) 前各号に掲げるもののほか、温泉施設に必要な施設

(指定管理者による管理)

第 5 条 町長は、温泉施設の管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条に規定する事業に関する業務

(2) 温泉施設の利用の許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 温泉施設（設備を含む。）の維持管理及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、温泉施設の運営及び維持管理に関して町長が必要と認めた業務

(指定管理者の管理の期間)

第7条 第5条に規定する指定管理者による管理の期間は、指定を受けた日から起算して5年以内の期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(開館時間)

第8条 温泉施設の開館時間は、午前10時から午前0時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 温泉施設の休館日は、毎月5日以内の日数を設けるものとし、指定管理者が町長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、前項の規定により定めた休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の許可)

第10条 温泉施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 指定管理者は、温泉施設の管理上必要があると町長が認めたときは、前項の許可にその利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、温泉施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 泥酔等で他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物品又は動物を携帯しているとき。
- (4) 温泉施設（設備を含む。）を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 管理上支障があると町長が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温泉施設の目的に反し、町長が不適當と認めたとき。

(事故等の免責)

第12条 第10条の規定により利用の許可を受けた者（以下「温泉施設利用者」という。）が温泉施設を利用した場合に生じる事故等については、指定管理者及び町長は、その責めを負わないものとする。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、温泉施設利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、温泉施設の利用許可を取り消し、若しくは利用を中止させ、又は利用許可を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 第11条各号に掲げる規定に該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項に規定する利用許可の取り消し、若しくは利用を中止させ、又は利用許可の変更によって生じた損害については、指定管理者及び町長はその責めを負わない。

(利用料金)

第14条 温泉施設利用者は、指定管理者に対し、温泉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。この場合において、利用料金の額を変更する場合においても、また同様とする。

3 前項の規定により定める利用料金の額は、町民の利用に配慮したものとする。

4 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の割引)

第15条 指定管理者は、温泉施設利用者の利便を図るため、温泉施設利用回数券等を発行して利用料金を割り引くことができる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のい

ずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 温泉施設利用者の責めによらない事情で利用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第18条 温泉施設利用者は、利用の許可によって生じる権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(損害の賠償)

第19条 温泉施設利用者は、故意又は過失により温泉施設（設備を含む。）を破損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

(特別な設備等の許可及び原状回復)

第20条 指定管理者は、温泉施設に特別な設備等を設置し、温泉施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、第7条に規定する管理の期間が満了したとき、又は若狭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年若狭町条例第60号）第6条及び第7条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、町長の指示に従い速やかに原状に回復しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の規定のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三方町立温泉施設条例（平成16年三方町条例第14号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第18号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日条例第12号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 4 条関係）

1 温泉施設（和室小部屋除く。）

区分	利用料金の額（1 人 1 回につき、消費税及び地方消費税 含む。）
大人（中学生以上）	7 0 0 円
小人（小学生以下）	3 0 0 円

備考 この表中の「中学生」とは学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）で定める中学校及びこれに準ずる学校の生徒をいい、「小学生」とは同法に定める小学校及びこれに準ずる学校の児童という。

2 和室小部屋

区分	利用料金の額（1 部屋 1 時間につき、税含む。）
1 6 帖	2, 0 0 0 円
8 帖	1, 0 0 0 円

備考

- 1 和室小部屋を利用する場合は、温泉施設の利用料金とは別に和室小部屋の利用料金を支払わなければならない。
- 2 利用時間が 1 時間を超える場合は、1 時間につき、当該利用料金を加算する。この場合において、その利用時間が 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に繰り上げる。